

オーストラリア向け牛肉輸出に係る 輸入許可取得に関する情報

ジェトロ シドニー事務所 作成
(2018年7月)

生鮮牛肉

対オーストラリア輸出食肉を取り扱うと畜場および食肉処理場は、厚生労働省から認定を受ける必要があります。認定の要件や手続き等については、「[輸出食肉認定制度（厚生労働省）](#)」に掲載されている「[対オーストラリア輸出食肉の取扱要綱](#)」を参照してください。

また、動物検疫所の輸出検査を受けるに先立ち、製造業者が、オーストラリア農業・水資源省（DAWR）に製造方法などについて申告し、輸入許可（Import Permit）を取得する必要があります。

1. 輸入許可の取得に当たっては、オーストラリア農業・水資源省の[オーストラリア輸入検疫条件ウェブサイト](#)（Australian Biosecurity Import Conditions、略称 BICON）にて検疫条件を確認の上、同サイトにログインした状態で「Apply Now」ボタンを押下し、オンライン申請を行う必要があります。
2. （缶詰以外の肉製品の）輸入許可オンライン申請に際しては、下記の情報が必要となります。
 - 当該製品の成分表（水を含むすべての成分で計 100%となるような完全なリスト）
 - 該当するすべての動物由来成分の種類
 - 該当するすべての動物由来成分の原産国
 - （該当する場合のみ）生産工程に関する詳細（当該製品の処理時の芯温度とその温度が持続された時間）
 - （該当する場合のみ）と畜場および食肉処理施設の獣医療管理（veterinary control）番号
ないし承認番号

なお上記の情報は、製造者宣言書（manufacturer's declaration）に記載されている必要があります。この宣言書は、オーストラリア農業・水資源省が定める最低限の文書化要件（Minimum Documentation Requirements、次項参照）と以下の条件を満たさなければなりません。仮に提出された文書が最低要件を満たさないと判断された場合は、担当官から連絡があり、修正又は必要書類を追加で提出する機会が与えられます。

- 製造業者自身による宣言であること
 - 製造業者の企業レターヘッド（当該企業の所在国と住所を含むもの）に記載されていること
 - 製造現場を担当する管理職の名前、役職、連絡先が記載され、また当該管理職により署名されていること
 - 宣言の日付が記されていること
 - 記載情報の抹消や無許可の修正（製造現場を担当する管理職の署名による許可がないもの）がなされていないこと
 - 英語で書かれた宣言書であること
3. また、BICON での申請には手数料がかかります。[DAWR Charging Guidelines 2017](#) の 4.6 項によると、新規申請 1 件につき 120 豪ドルとなっています。
4. 輸入検疫の対象となる製品に関する条件に加えて、製品以外（コンテナの衛生状態、包装、荷揚げ地など）の考慮すべき事項についても評価対象となり、必要に応じて到着時に検査及び処置がなされることがあります。詳細については、DAWR ウェブサイト [Non-Commodity Cargo Clearance](#) のセルフアセスメントを参照ください。

これらの詳細については、オーストラリア農業・水資源省 動物生物輸入検査局（Animal and Biological Import Assessments Branch）動物課（Animal Division）（お問い合わせください）。

製造者宣言書 (manufacturer's declaration) を準備する際の留意事項

オーストラリア農業・水資源省 (DAWR) では、輸入製品のリスク評価のために提出される文書の必要要件を以下の通り定めています。

製造者宣言書とは、積送される製品の状態/加工/処理を証明するために、製造者自らが提供する文書である。

1. 完全であること - 文書に必要な全ての所定の情報が提示され、かつ完全でなければならない。

追加の規定は以下の通りである。

1. 当該文書は、特に指定のない限り、過去6ヶ月以内に発行され、日付が記入されていなければならない。
2. 当該文書は製造会社のレターヘッドに記載され、社名と住所が記載されていなければならない。
3. 当該文書には、輸入条件で必要とされる正確な事項が含まれていなければならない。
4. 当該文書は、製品および委託品に特化したものでなければならない。
5. 申告書は、商品を製造/生産した会社（輸出国の特定の場所または本社のいずれか）からのみ受け付けられる。

2. 読みやすいこと - 文書中に記載される全ての必要な情報は読みやすいものでなければならない。

3. 有効期間中であること - 輸入許可証などの多くの文書は、一定期間のみ有効である。提示される文書は、その文書の種類ごとに有効期間中のものでなければならない。

4. 英語で書かれていること - 文書中に記載された全ての必要な情報は英語で書かれていなければならない。ただし、下記の場合は例外とする。

1. 英語に翻訳する必要はないが英語の文字でなければならない会社のレターヘッド（注：日本の会社名の英語表記のロゴなど）
2. 国際標準フォーマットに準拠する必要がある商用目的、輸送目的又は政府による証明書
3. 個人の署名や名前

文書が英語で提出できない場合、以下からの宣誓供述書が必要である。

4. 当該製品の生産国の在オーストラリア領事館（注：シドニー日本国総領事館など）
5. 当該製品の生産国にあるオーストラリア大使館（注：在京オーストラリア大使館など）
6. NAATI（オーストラリアの翻訳者・通訳者国家資格認定機関）発行の資格を持つ翻訳者

5. **抹消や修正のないこと** - 文書の発行者が承認しない限り、文書のすべての所定の情報は、抹消や修正されてはならない。修正を行う場合に認められる唯一の署名方法は、社印に会社従業員の署名と氏名が記載されたものか、政府によるスタンプ又は印章に政府職員の署名と氏名が記載されているものである。

6. **複数ページにわたる文書の場合** - 複数ページの文書は、以下の通りでなければならない。

- 文書の全てのページに個々の参照番号/通し番号を含むこと
例えば、商業用インボイス（またはそれに該当するもの）には、各ページに文書の個別参照番号又は通し番号を含めること。
- 文書の最終ページに、記載された内容に関わる署名を行うこと

ただし、文書にファイルが添付されている場合、署名は添付ファイルの前に行うことができる。

7. **署名済みであること** - 全ての文書は、文書を発行している組織または企業の代表者が署名しなければならない。署名は次のとおりでなければならない。

1. 本要件に定められている署名または印鑑が使用されていること
2. 個人の名前と役職を含むこと
3. 署名の対象となる情報（記載内容）の後に表示されていること

ただし、文書にファイルが添付されている場合、署名は添付ファイルの前に行うことができる。

8. **発行日が記載されていること** - 全ての文書には、日、月、年を含む発行日を明記すること。梱包申告にベッセル（Vessel）/ボヤージ（Voyage）番号が記載されている場合には、発行日の代わりにその情報を使用できる。

9. **特定の積荷に関連する情報** - リスク評価のために DAWR に提出される全ての文書には、特定の積荷に紐づいた情報が含まれていること。その例には次のものがある。

- コンテナ番号
- 送り状番号
- 商業用インボイス番号
- ロットコード
- 特恵関税証明書番号
- 梱包リスト番号
- 信用状 (L/C) 番号

上記の積荷特定情報が文書に含まれていない場合には、必要な情報が記載された他の文書による紐づけが必要である。その例には次のものがある。

- オーダー番号
- リファレンス番号
- その他、海外企業によって使用された内部のレファレンス番号
- ベッセル (Vessel) /ボヤージ (Voyage) ・ レファレンス

これらの参考情報のみを積荷特定情報として使用することはできない。

なお、単に型式、種別、または標準商品番号を表す、過去ないし将来の積荷にも関連付けられる可能性がある以下のような情報は、積荷特定情報としては認められない。その例には次のものがある。

- パッケージ数
- 重量
- 日付
- 最小在庫管理単位
- 商品番号

年間梱包申告 (Annual Packing Declaration) に関しては、積荷特定情報の明示する必要はない。

【参考】

オーストラリア農業・水資源省 (DAWR)

[「Minimum documentary and import declaration requirements policy」](#)